

砥部町町税等預金口座振替制度取扱要領

平成 17 年 1 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、砥部町会計規則(平成 17 年 1 月 1 日砥部町規則第 46 号、以下「規則」という。)に基づき、町税等の納付義務者(以下「納付者」という。)が口座振替により町税等を納付する場合の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(取扱店及び預貯金口座種別)

第 2 条 口座振替のできる取扱店は、次のとおりとする。

- (1) えひめ中央農業協同組合
- (2) 株式会社伊予銀行
- (3) 株式会社愛媛銀行
- (4) 愛媛信用金庫
- (5) 株式会社ゆうちょ銀行

2 口座振替のできる預貯金口座の種別は、普通預金、普通貯金、当座預金及び納税準備預金とする。

(対象者)

第 3 条 口座振替納付の対象者は、本人名義の預金口座を有するものとする。ただし、預金口座名義人の承諾を得た場合はこの限りでない。

(対象町税等)

第 4 条 口座振替納付をすることができる町税等は、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、水道使用料、浄化槽保守点検料及び施設使用料、農業集落排水処理施設使用料とする。ただし、町県民税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料は普通徴収分とする。

(申込手続等)

第 5 条 口座振替納付をしようとする納付者は、預金口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)に所要の事項を記載し、町又は取扱店に提出するものとする。

2 前項の規定により振替依頼書の提出を受けた取扱店は、内容を確認のうえ受理し、随時納付者及び町へ写しを送付するものとする。

3 町は、取扱店から送付された振替依頼書により、必要な事務処理を行うものとする。

(口座振替の開始)

第 6 条 口座振替の開始の時期は、町が振替依頼書の受付けをした日の属する月の翌月以降に納期の到達するものからとする。

(振替日)

第 7 条 振替日は、第 4 条に掲げる町税等の納期限又は指定日とするものとする。ただし、当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とするものとする。

(電子データによる振替)

第 8 条 町は振替依頼データを電子データにより作成し、振替日の 5 営業日前までに指定金融機関総括店（以下「総括店」という。）へ伝送するものとする。ただし、ゆうちょ銀行については、この限りでない。

- (1) 総括店は、振替依頼データを振替日の 3 営業日前までに取扱店に伝送するものとする。データ授受の方法は別に定める。
- (2) 取扱店は、授受したデータにより振替日に振替処理し、振替結果データを振替日の翌々営業日までに総括店に伝送するものとする。データ授受の方法は別に定める。
- (3) 総括店は、振替結果データを取りまとめ、振替日の 3 営業日後までに町に伝送するものとする。データ授受の方法は別に定める。

（納付書等による振替）

第 9 条 町は、振替納付に必要な口座番号、振替日等を記載した納付書を作成し、関係書類を添えて振替日の 5 営業日前までに取りまとめ店を経由して取扱店に送付するものとする。ただし、ゆうちょ銀行については、この限りでない。

- 2 取扱店は、振替日に納付書により振替処理するものとする。
- 3 取扱店は、振替結果を取りまとめ、納付書に関係書類を添え、取りまとめ店及び総括店を経由して町に送付するものとする。

（収納金の決済方法等）

第 10 条 取扱店は、前 2 条の規定により納付者の預貯金口座より振り替えた収納金を、取りまとめ店を経由して、総括店（えひめ中央農協宮内支所）の口座に振込むものとする。

（振替不能分の取扱い）

第 11 条 町は、振替結果データに基づき、口座振替不能通知書兼納付書を作成し、すみやかに納付者に送付するものとする。

（口座振替済通知書の送付）

第 12 条 町は、第 8 条の規定により納付した納付者に、口座振替済通知書を送付するものとする。

（口座振替の廃止及び変更）

第 13 条 口座振替を廃止しようとする納付者は、口座振替廃止届出書を取扱店へ提出するものとする。ただし、納付の内容を変更する場合は、第 5 条の規定による依頼手続きをするものとする。

- 2 取扱店は、口座振替廃止届出書が提出された時は、その記載内容を確認した後、1 部を保管し、口座振替廃止届出書の写しを納付者及び町へ送付するものとする。
- 3 第 1 項の届出の対応は、第 6 条の規定に準じ、当該届出がなされた日の属する月の翌月以降に納期の到来するものからとする。

（振替停止の通知）

第 14 条 町が振替の停止をしようとするときは、振替日の 2 営業日前までに、口座振替停止依頼書により取扱店へ通知するものとする。

（疑義の決定）

第 15 条 この要領に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、町と指定金融機関で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。